

# 矢吹町大池公園等民間活力導入可能性調査業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は、矢吹町大池公園等民間活力導入可能性調査業務について、当該業務の目的及び財務・経営的観点及び技術的観点から、最も適した業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 公募スケジュール

内容	日付
公募型プロポーザル開始	令和6年5月7日(火)
質問書提出期限	令和6年5月10日(金) 17時必着
質問への回答(公表)	令和6年5月15日(水)
参加申込書提出期限	令和6年5月17日(金) 17時必着
提案書等の提出期限	令和6年5月24日(金) 17時必着
プレゼンテーション審査	令和6年5月29日(水) 予定
審査結果通知	令和6年5月31日(金) 予定
契約手続き	令和6年6月初旬予定

※本スケジュールはあくまでも予定であり、変更となる場合がある。

### 3. 業務の概要

- (1) 業務の名称 矢吹町大池公園等民間活力導入可能性調査業務委託
- (2) 業務の期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 業務の内容 別紙「矢吹町大池公園等民間活力導入可能性調査業務委託仕様書」のとおり
- (4) 委託上限額 10,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

### 4. 受託者の選定方法

本業務委託は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を決定するものとする。

### 5. 参加資格要件

本公募に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

なお、参加資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を町が求める場合がある。

- (1) 法人格を有し、本業務を円滑に遂行できる安定かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事

再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。

- (4) 矢吹町の工事等請負有資格業者登録名簿に登録されており、かつ入札参加資格制限措置（指名停止）の措置期間中でないこと。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団をいう）又は暴力団員ではないが、同条第 2 号に規定する暴力団と関係を持つ者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役もしくはこれらに準ずべき地位に就任し、又は実質的に経営等に関与している者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (8) 1 者での参加であること。複数者での参加（JV や再委託を前提とした提案など）は認めない。
- (9) 過去 5 年以内（平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）に完了した、官民連携に関する業務（①公共施設 PPP/PFI 事業における事業収支、財政分析業務（VFM ではない）、②公共施設 PPP/PFI 事業者選定支援業務、③公共施設 PPP/PFI 導入可能性調査業務）の同種実績を有する者であること。
- (10) 業務責任者及び業務主任者は 3 か月以上の雇用されているもので、同種業務の実績がありかつ公認会計士、技術士（総合技術監理部門-都市及び地方計画）の資格を有しているものを配置すること。
- (11) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

## 6. 業務等に関する質問及び回答

本公募における質問及びその回答について次のとおり行うため、質問がある場合は、質問書（様式第 7 号）に必要事項を記載のうえ提出すること。

### (1) 提出期限

令和 6 年 5 月 10 日（金） 17 時 必着

### (2) 提出方法

電子メールにより、「15. 問い合わせ先」記載の窓口へ提出すること。（電話、ファックス、来庁等、電子メール以外の方法による質問は受け付けない）

なお、電子メールの件名は「【質問書】矢吹町大池公園等民間活力導入可能性調査業務委託（事業者名）」とし、メール送信後速やかにメールの到達状況を電話で確認すること。

### (3) 質問への回答

質問及び回答は、令和 6 年 5 月 15 日（水）に矢吹町ホームページに掲載する。

## 7. 参加申込書の提出

本公募に参加を希望する者は、次のとおり必要な書類を作成し提出すること。

① 参加申込書（様式第 1 号） 1 部

② 提出期限

令和 6 年 5 月 17 日(金) 17 時 必着

PDF ファイル形式で「15. 問い合わせ先」記載の窓口へ電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「【参加申込書】矢吹町大池公園等民間活力導入可能性調査業務委託（事業者名）」とし、メール送信後速やかにメールの到達状況を電話で確認すること。

## 8. 提案書等の提出

「7. 参加申込書の提出」に記載の参加申込書を提出し受理された者のみ、次のとおり提案書等の書類を作成し提出することができる。

(1) 提出書類

① 提案書（様式第 2 号） 1 部

② 法人概要調書（様式第 3 号） 1 部

③ 法人の概要が分かる資料（パンフレットなど任意） 1 部

④ 業務実績調書（様式第 4 号） 1 部

※実績に係る業務委託契約書の写しを添付すること

⑤ 業務実施体制調書（様式第 5-1,2,3 号） 1 部

※業務責任者及び業務主任者の雇用証明（保険証等の写し）、資格証明書の写し、実績に係る業務委託契約書を添付すること

⑥ 提案書（本編）（様式第 6 号） 1 部

提案書は様式第 6 号を使用して次に示す 5 つのテーマについてそれぞれ A4 片面 1 枚に記載すること。

<提案テーマ>

テーマ 1	業務実施方針について
テーマ 2	業務実施手順、実施工程、業務進捗管理方法について
テーマ 3	本事業の調査等の具体的な進め方について
テーマ 4	本事業で想定される事業手法とその留意点について
テーマ 5	財務・経営的観点からみた公共施設等の今後のあり方について

⑦ 見積書（任意様式） 1 部

見積書は見積内訳の分かるものとし、消費税及び地方消費税を含む額を提示すること。

※上記①～⑦のすべての書類について押印は不要

(2) 提出期限

令和 6 年 5 月 24 日(金) 17 時 必着

(3) 提出方法

PDF ファイル形式で「15. 問い合わせ先」記載の窓口へ電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「【提案書】矢吹町大池公園等民間活力導入可能性調査業務委託（事業者名）」とし、メール送信後速やかにメールの到達状況を電話で確認すること。

## 9. プロポーザルの途中辞退

参加申込書・提案書等提出後に本公募への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を「15. 問い合わせ先」記載の窓口へ遅滞なく電子メールにより提出すること。

なお、電子メールの件名は「【辞退届】矢吹町大池公園等民間活力導入可能性調査業務委託（事業者名）」とし、メール送信後速やかにメールの到達状況を電話で確認すること。

## 10. 審査

提案書等の提出を受付けた者を対象として審査会を開催し、審査を行う。

- ・ 本審査については「評価基準表」に基づき書面及びプレゼンテーションによる審査を行う。
- ・ プレゼンテーションは令和6年5月29日(水)を予定しており、日程が確定次第、参加者へ電子メールにて通知する。
- ・ 1事業者につき、15分程度でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を15分程度設ける。
- ・ プレゼンテーション及び質疑応答は、実務を担う担当者等で行うものとし、会場に入場できるのは3名までとする。なお、当日受付にて参加する方全員の身元確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯すること。
- ・ 各審査委員の評価点の合計が最も高い者を受託候補者とする。ただし、評価点の合計が同点となる者が複数いた場合は、最も高い評価点を一番多く得た者を受託候補者とする。それでも同点の場合は審査委員の多数決により受託候補者を決定する。
- ・ 審査委員の評価点の平均点が、100点満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない者は選定の対象としない。
- ・ 審査対象者が1者であった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定する。
- ・ プロジェクターを使用する場合は令和6年5月24日(金)までに申し出ること。

### 11. 審査結果の通知

審査結果は、令和6年5月31日(金)を目途に矢吹町ホームページに掲載し公表するものとする。なお、審査及び選定結果に関する異議等は受け付けない。

### 12. 契約の締結

- (1) 契約については、受託候補者を相手方とし、仕様書と提案内容に基づく協議調整を

行い、詳細な仕様を定め、随意契約を締結する。

- (2) 受託候補者が契約を締結しない場合は、次点者から順次点数の高い順番で交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。

### 1 3. 参加資格の喪失

次のいずれかに該当することが明らかになった場合、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。また、契約締結に至っている場合は、参加者の帰責事由によるものとして契約を解除する。

- (1) 参加者の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (6) その他受託候補者として不適格と審査委員会において認められるとき。

### 1 4. その他留意事項

- (1) 業務の詳細については、別に定める仕様書等を確認のこと。
- (2) 本業務委託にかかる契約について、契約を締結することが不相当と認められる事項が生じた場合は、契約を締結しない場合または解除する場合がある。
- (3) プロポーザル参加者が応募に要した費用は全て参加者の負担とし、町はその一切を負担しない。
- (4) 参加者から提出された書類等の追加・修正・差し替え等は一切認めない。
- (5) 同一の参加者からの複数の提案は認めない。
- (6) 参加者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町は選定結果の公表等に必要な場合は、提出書類の内容を使用できるものとする。
- (7) 町が受領した書類については、理由の如何に関わらず返却しないものとする。
- (8) 提出された書類等は、公平性、透明性、及び客観性を期すため公表することがある。
- (9) 町が提示する資料及び回答書等は、本実施要領等と一体のものとし、同等の効力を要するものとする。

### 1 5. 問い合わせ先

矢吹町役場 企画・デジタル推進課 (担当：菅野)

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 101 番地

電話：0248-21-9110 Eメール：kikaku@town.yabuki.fukushima.jp

連絡可能日時：土、日、祝日を除く平日 8 時 30 分から 17 時 00 分

評価基準表

表 1 評価基準（実施体制・実績）

選定評価項目	評価の視点	評価点
法人業務実績	・本業務の実施にあたって有意な同種業務の実績を十分に有しているか	5
法人業務実施体制	・業務責任者及び業務主任が本業務を十分に問題なく遂行できる業務実績を有するか ・本業務を十分に問題なく遂行できる業務実施体制を構築できているか	10
業務責任者及び業務主任の資格等	・本業務に携わる業務責任者及び業務主任が本業務に活かすことのできる資格（公認会計士、技術士（総合技術監理部門—都市及び地方計画））を有するか	10
評価点の合計	—	25

表 2 評価基準（提案内容）

選定評価項目	評価の視点	評価点
テーマ 1	・本業務の背景、目的を十分に理解しているか ・業務の目的に合う具体的な実施方針が示されているか	10
テーマ 2	・工期内に望ましい成果を上げることができる実現可能な実施手順、実施工程となっているか ・的確な進捗管理が成される方法の提案であるか。	10
テーマ 3、4、5	・業務の趣旨、目的に合う具体的かつ実現可能な提案であるか	20
	・本町の特性を十分に理解し、課題解決にあう提案であるか	20
	・多面的な発想、視点や独自性を持った提案であるか	10
見積額	・提案に対して妥当な見積額となっているか	5
評価点の合計	—	75